

No.	たたき台 頁数	修正前	修正後
1	-	<p>◆総論 第2章 高齢者の現状と動向</p>	<p>高齢者の現状に関するデータを追加しました。</p> <p>【追加】（素案（案）P12、P16～22） P12 （3）全国との平均寿命と健康寿命の比較 P16 第2節 介護リスクに関する状況 P17 第3節 社会参加に関する状況 P18 第4節 地域福祉に関する状況 P19 第5節 認知症に関する状況 P20 第6節 消費者トラブル等の意識に関する状況 P21～22 第7節 介護サービス利用に関する意向</p>
2	P16	<p>◆第3章 日常生活圏域の設定</p> <p>【原文】 （2）日常生活圏域の設定 日常生活圏域については、高齢者人口の偏り、町会や民生委員児童委員協議会区域との不整合の解消を図るため、第6期計画において圏域の見直しを実施しました。 第6期計画で見直しを行った各圏域の担当ケースの引継ぎについては、平成28年度に実施したところであり、新たに担当することとなった区域では、地域包括支援センターが地域の関係者との連携を深めているところです。 また、本市の高齢者推計人口のピークとなる平成37年度における各圏域の高齢者人口については、最大で9,000人程度となる見込みとなっています。 これらのことから、第7期計画では、各日常生活圏域におけるこれまでの地域包括ケア体制の構築状況や地域住民への影響等を踏まえ、現行通り11圏域とします。</p>	<p>第6期計画の日常生活圏域設定の考え方等の文章を整理し、以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正後】（素案（案）P23） （2）日常生活圏域の設定 日常生活圏域については、高齢者人口の偏り、町会や民生委員児童委員協議会区域との不整合の解消を図るため、<u>とともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度においても1つの圏域当たりの高齢者人口が最大9,000人程度となるよう</u>、第6期計画において圏域の見直しを実施しました。 第6期計画で見直しを行った各圏域の担当ケースの引継ぎについては、平成28年度に実施したところであり、新たに担当することとなった区域では、<u>地域包括支援センターが地域の関係者との連携を深めているところです。</u> また、本市の高齢者推計人口のピークとなる平成37年度における各圏域の高齢者人口については、最大で9,000人程度となる見込みとなっています。 これらのことから、第7期計画では、<u>平成37年度の高齢者人口は最大で9,000人程度と見込まれること</u>、各日常生活圏域におけるこれまでの地域包括ケア体制の構築状況や地域住民への影響等を踏まえ、現行通り11圏域とします。</p>

No.	たたき台 頁数	修正前	修正後
3	P20	<p>◆第4章第2節 計画の推進</p> <p>【原文】 ③医療・福祉関係者、学識経験者や市民の代表者等で組織構成される「青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会」におけるさまざまな高齢者施策についての審議</p>	<p>「青森市地域密着型サービス等運営審議会」では、地域密着型サービスや地域包括支援センターの運営に関する調査審議を行っていることから、以下のとおり下線部を追加しました。</p> <p>【修正後】（素案（案）P28） ③医療・福祉関係者、学識経験者や市民の代表者等で組織構成される「青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会」や「<u>青森市地域密着型サービス等運営審議会</u>」におけるさまざまな高齢者施策等についての審議</p>
4	P44	<p>◆第2章第4節 地域支え合いの推進</p> <p>【原文】 主な取組 2 支え合い活動の推進 ○ 高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、共助（近隣・地域住民同士による助け合い）によるネットワークの構築を進めます（新たな団体・組織を設立するのではなく、既存の団体や取組をこれまで以上に有機的に連携させ、地域福祉の推進を目指すものです）。また、地区ごとのネットワークの構築に当たっては、医療機関・福祉事業所や社会福祉法人、NPO法人などの協力を求め、様々な地域の資源との連携を図ります。</p>	<p>「支え合い会議（協議体）」「地域福祉サポーター」「ボランティアポイント」について、以下のとおり追加しました。</p> <p>【修正後】（素案（案）P55） ○ 高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、共助（近隣・地域住民同士の助け合い）によるネットワーク構築を進めます。（新たな団体・組織を設立するのではなく、既存の団体や取組をこれまで以上に有機的に連携させ、地域福祉の推進を目指すものです。）また、地区ごとのネットワークの構築に当たっては、医療機関・福祉事業所や社会福祉法人、NPO法人などの協力を求め、<u>地域の福祉課題や支え合い体制を協議する「支え合い会議（協議体）」の開催等を通じて、様々な地域資源との連携を図ります。</u></p> <p>○ <u>地域におけるボランティア人材を確保し、地域福祉関係者の要請に応じて支援を行えるよう、ボランティア人材を地域福祉のサポーターとして登録する「地域福祉サポーター制度」や、ボランティア活動を行った地域福祉サポーターへポイントを付与する「ボランティアポイント制度」の普及を図ります。</u></p>
5	P59	<p>◆第5章第1節 施設・居住系サービスの整備</p> <p>【原文】 主な取組 1 在宅サービスの充実 ○ 地域包括ケアを推進し、在宅の要介護者等の様々なニーズに対応するため、地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進め、在宅サービスの充実を図ります。</p>	<p>平成29年10月に青森県から示された青森県保健医療計画における入院から在宅への移行分の見込量との整合を図る観点から、以下のとおり下線部を追加しました。</p> <p>【修正後】（素案（案）P75） ○ 地域包括ケアを推進し、<u>青森県保健医療計画との整合性を図り、入院から在宅へ移行するかたなど</u>、在宅の要介護者等の様々なニーズに対応するため、地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進め、在宅サービスの充実を図ります</p>

No.	たたき台 頁数	修正前	修正後
6	P61～62	<p>◆第5章第2節 サービス提供体制の確保</p> <p>【原文】 主な取組 1 介護給付の適正化の推進 ○ 介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、高齢者が真に必要とする過不足のないサービスが提供されるよう、要介護認定の平準化のための「要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）」、効果的なサービス提供のための「ケアプランの点検」及び「住宅改修等の点検」、適切な介護給付を行うための「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業の実施を柱としつつ、その他介護給付実績データの活用等、介護給付の適正化に資する事業に取り組むことにより、不適切な給付の削減と介護保険制度の信頼を確保し、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。</p> <p>○ 職員によるケアプランの点検のほか、薬剤師、理学療法士、社会福祉士などのメンバーからなる「ケアプラン点検アドバイザー」が、リハビリ、医療、各種社会資源の活用といった観点からケアプラン及びサービス提供事業所作成の個別援助計画を点検、指導することにより、ケアマネジメントの更なる質の向上と利用者個々の状態に合った適正なサービスの提供を促すことで、介護給付の適正化を図ります。</p>	<p>介護保険法の一部改正により、介護給付等に要する費用の適正化に関する事項について計画に定めることとされたことから、適正化5事業の取組を具体的に記載し、以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正後】（素案（案）P77～78） ○ 介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、高齢者が真に必要とする過不足のないサービスが提供されるよう、<u>要介護認定の平準化のための「要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）」、効果的なサービス提供のための「ケアプランの点検」及び「住宅改修等の点検」、適切な介護給付を行うための「医療情報との突合・縦覧点検」、</u>「介護給付費通知」の主要5事業の実施を柱としつつ、<u>その他介護給付実績データの活用等、介護給付の適正化に資する事業に取り組むことにより、次のとおり介護給付適正化事業を実施し、</u>不適切な給付の削減と介護保険制度の信頼を確保し、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。</p> <p>介護給付適正化事業 <u>①要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）</u> <u>適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市嘱託員が書面等の審査を通じて点検を行います。</u></p> <p><u>②ケアプランの点検</u> <u>個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するため、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、点検及び支援を行います。</u> <u>ケアプラン点検の実施に当たっては、職員によるケアプランの点検のほか、薬剤師、理学療法士、社会福祉士などのメンバーからなる「ケアプラン点検アドバイザー」が、リハビリ、医療、各種社会資源の活用といった観点からケアプラン及びサービス提供事業所作成の個別援助計画を点検、指導することにより、ケアマネジメントの更なる質の向上と利用者個々の状態に合った適正適切なサービスの提供を促すことで、介護給付の適正化を図ります。</u></p>

No.	たたき台 頁数	修正前	修正後
			<p>③住宅改修等の点検 不適切又は不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を排除するため、住宅改修サービス及び福祉用具貸与サービスの利用者に対し訪問調査等を行い、住宅改修の施工状況の点検や、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行います。</p> <p>④縦覧点検・医療情報との突合 請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求を排除するため、青森県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムで出力される給付実績を活用して、介護報酬の支払状況を点検するほか、医療保険の入院情報との突合及び点検を行います。</p> <p>⑤介護給付費通知 受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげるため、介護サービス利用者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。</p>
7	-	記載なし	<p>以下のとおり介護保険事業計画に関する内容を追加します。 (素案(案) P82～105)</p> <p>◆Ⅲ 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等</p> <p>第1章 介護保険事業の現状 第1節 介護保険事業の概要 第2節 介護保険制度の改正</p> <p>第2章 前計画期間の介護保険事業の運営状況 第1節 介護保険事業の運営状況</p> <p>第3章 サービスの見込量 第1節 各年度の高齢者等の状況 第2節 介護保険サービスの見込量 第3節 地域支援事業の見込量 第4節 介護保険給付費等の費用の見込み 第5節 介護保険料</p> <p>第4章 介護保険制度の円滑な運営 第1節 介護保険事業における低所得者への配慮 第2節 適正な認定調査実施体制の充実 第3節 介護保険制度の周知・普及啓発</p>